

教育委員会 11 月定例会会議録（要旨）	
招 集 月 日	令和 6 年 11 月 14 日（木）
招 集 場 所	瀬戸市役所 庁議室
教 育 長	加藤 正彦
出 席 委 員	委 員 加藤 千春 委 員 稲垣 遼 委 員 安井 友香 委 員 大脇 忠 委 員 加藤 千恵 委 員 鈴木 紹陶武
議 案 説 明 の た め に 出 席 し た 職 員	教 育 部 長 駒田 一幸 教 育 政 策 課 長 谷口 壘 学 校 教 育 課 長 杉江 圭司 学 校 教 育 課 主 幹 加藤 淳 学 校 教 育 課 主 幹 加藤 都志雄 図 書 館 長 吉村 きみ ま ち づ くり 協 働 課 長 井上 紀和 参 事 兼 ス ポ ー ツ 課 長 田口 浩一 文 化 課 長 川原 知佐栄 教 育 政 策 課 主 幹 豊田 幸一
書 記	教育政策課企画補佐兼課長補佐 松見 健一 教育政策課専門員兼企画係長 松浦 慎造 教育政策課企画係主事 梶原 史帆
傍 聴 人 数	2 名
開 会 時 刻	午後 2 時 00 分
閉 会 時 刻	午後 3 時 30 分

<前回会議録の確認>

10 月定例会会議録について、事務局から報告があり、承認された。

<議事内容>

1 報 告

(1) 催物の後援・推薦に係る審査結果報告について

- ・後援については、11 件の申請があり、いずれも基準に適合しており、後援を許可したことの報告があった。（教育政策課長 資料 P1～3）

(2) 催物の後援・推薦に係る実績報告について

- ・許可済みの後援について、16 件の実績報告があったことの報告があった。
（教育政策課長 資料 P4～6）

(3) 物損事故の報告について

- ・西陵小学校において 2 件の物損事故が発生し、賠償等について、令和 6 年 8 月 7 日と令和 6 年 10 月 15 日に専決処分を行ったことの報告があった。（教育政策課長 資料 P7）

鈴木委員	全く同じ学校で全く同じ物損事故が起きているということで、事故が起きやすい場所なのか、駐車しにくいところであるのか等お聞かせいただければと思います。
------	---

教育政策課長	いずれも西陵小学校の正門の北側にある車通用門で発生した相手方の運転操作誤りによる物損事故となります。2 件の事故を踏まえまして、車止めポールが存在が対向車の方々に伝わりやすくなるよう注意喚起を目的としてカラーコーンを設置する等の対応を学校に依頼したところです。
稲垣委員	この 2 件は同じ方ですか、それとも別の方ですか。
教育政策課長	2 件は別の方でございます。いずれも日曜日に起こった事案であり、1 件目は地域図書館利用した方、2 件目は保護者の方と聞いております。
稲垣委員	対策ができていとのことですので、今後注視いただければと思います。

(4) 瀬戸市学校施設の個別計画の一部改訂について

- ・令和6年10月に瀬戸市学校施設の個別計画を一部改訂したことの報告があった。
(教育政策課長 別添資料)

加藤委員	22 ページに給食センターの老朽化対策とあわせて、単独校調理場のセンター化を含めた給食施設のあり方を検討すると記載があります。個人的には非常に良いと思います。個別で単独調理をやるよりは、センター化することによってかなりの合理化が実現できるのではないかと思います。実際にやろうとすると、給食を中止するわけにいかないの、現在の場所で建て替えることは難しいのではないかと思います。新たな場所で今の基準に合った給食センターを建て、完成したら機能を移すことになるのではないかと思いますので、例えば閉校となる原山小学校を活用する等色々な方法でぜひ検討を進めていただきたいと思います。
------	---

(5) 学校給食費未納について

- ・学校給食費の未納について報告があった。(学校教育課主幹 P8～10)

鈴木委員	未納額の累計が非常に増加していますが、これは回収できるもののでしょうか。また、学校の先生が回収するのか等どういった方法で徴収していますか。
学校教育課主幹	現年度分につきましては、保護者の口座から学校が給食費を引き落とし、そして市に納付します。その後引き落としができなかった保護者に対して、学校の教員や事務職員が支払いの督促をしていくことになります。未納額については市から年 3 回市長名で督促状を発しておりますが、当面、現年度分につきましては学校の対応が中心となっておりま。未納額を学校が回収したら給食センターに連絡をし、センターが納付書を作成して学校に送付します。学校は保護者から預かった給食費をその納付書で市に納付するという手続きになっています。ただし、市の公金にするためには 2 日から 5 日程度の時間差があります。今回の未納額が増えた件については、最近はある程度まとまりしだい学校から入金いただくことが多くなり、未納額が月をまたぐという事例も多くなってきています。現年度は学校が毎月こういった作業を繰り返し、出納閉鎖後の 5 月末には未納額が毎年 100 万円程度になるものと考えております。過年度につきましては、給食センターだけでなく学校でも対応してもらっていますが、卒業

	すると学校では回収が難しく、未納が増えていく傾向にあります。
鈴木委員	調べると瀬戸市は細分化した給食の未納額の回収マニュアルが出てきたので拝見しました。交通違反の反則金ではないですが、払わない場合裁判になる可能性があるぐらいのことも書いてあったと思います。それも踏まえた上で、未納者は本当に払えないのかもしくは認識不足や、時効があるから払わなくてもいいといったことがネットで自分が調べただけでも簡単に出てきてしまうので、そう思っている方が一部いらっしゃるのか、その点はどうかご質問させていただければと思います。
学校教育課主幹	色々なパターンがあり、まず一つ外国人の方で督促状や催告をなかなか理解していただけない、学校で給食費という慣習がないところは、母国語の通知文を作ってご案内をしているところです。払えるのに払わない方と本当に払えない方の区別は難しく、現在学校頼りになっているところがあります。なかなか徴収の強化ができてないようにも思いますが、時効のことを勉強されて、時効だから払わないという方は今まで私どもには来ていない状況です。

(6) 令和6年度「せと歴！(せと 歴史と文化財を知る見学会)」瀬戸の魅力再発見

「秋の馬ヶ城」(Part6)について

- ・令和6年度「せと歴！(せと 歴史と文化財を知る見学会)」瀬戸の魅力再発見
「秋の馬ヶ城」(Part6)が開催されることの報告があった。(文化課長 別添資料)

(7) 第17回愛知県市町村対抗駅伝競走大会の瀬戸市代表選手の決定について

- ・第17回愛知県市町村対抗駅伝競走大会の瀬戸市代表選手が決定したことの報告があった。
(参事兼スポーツ課長 P11～17)

(8) 第73回瀬戸地方近郊駅伝競走大会及び第14回瀬戸市小学生駅伝大会の開催について

- ・第73回瀬戸地方近郊駅伝競走大会及び第14回瀬戸市小学生駅伝大会が開催されることの報告があった。(参事兼スポーツ課長 別添資料)

2 議 案

第38号議案 令和6年度瀬戸市教育委員会12月補正予算(案)について

- ・令和6年度瀬戸市教育委員会12月補正予算(案)について説明があった。
(教育政策課長・学校教育課長・学校教育課主幹 資料P18～21)

加藤委員	小中学校の体育館の空調設備の設置費用につきましては、断熱工事の内容や建物の現状によって工事費が大きく変わってくるので、今後調査を行いながら必要な予算を整理していくとのことでした。今回設計業務委託の予算を計上するという事は、事前の調査が終了したということですか。
教育政策課長	9月以降全庁的な協議を重ね、小中学校の体育館に係る空調設備につきましてはそれぞれの体育館の施設状況に応じ、効率的かつ効果的な運用ができるよう、空調設備の設置とあわせ適切な断熱工事を実施するという方針が決定しましたので、それに向け

	た設計業務を委託していくものでございます。
加藤委員	小中学校体育館空調設備の設計業務委託についてお尋ねします。今回の補正予算ではいくつかの学校を対象に設計を行うのですか。
教育政策課長	市内小中学校全てです。そのうち、原山小学校につきましては令和 7 年度末で閉校となり、八幡小学校は新設で予定しておりますので、この 2 校以外の学校が対象となります。
加藤委員	小中一貫校に関係する一部の学校除き全ての学校で設計をするということですが、この設計業務委託の内容というのは詳細な実施設計と考えてよろしいですか。
教育政策課長	その通りでございます。
加藤委員	設計は遅くとも 7 年度中には全ての学校について完了するとのことですが、その設計に基づく工事というのはいつまでに行う予定なのでしょうか。設計から工事開始まであまりにも時間が経ってしまうと、その設計の内容が 100%生かせない場合も考えられるかと思います。設計から工事完了までをどのように考えていますか。
教育政策課長	現段階の予定ですが、設計が令和 7 年の夏ごろまでかかると想定しております。その後すぐに工事に着手するとしまして、今の予定では令和 9 年度中にはすべて完了したいと考えております。
加藤委員	今回の設計対象になっていない学校を除いて、基本的には令和 9 年度中に瀬戸市内全ての小中学校の体育館に空調設備が設置されるという理解でよろしいですか。
教育政策課長	その通りでございます。新設予定のみつば小学校の体育館につきましては令和 9 年 9 月に供用開始で予定しておりますので、今、委員が言われたとおり令和 9 年度中には、市内全ての小中学校の体育館にエアコンがついている状態を目指しております。
稲垣委員	一括で全小学校の設計を契約するという形になりますでしょうか。
教育政策課主幹	校数が多いので、建物の性格に合わせ 3 つに分ける、などの計画案を想定しています。あまり多いと一社では実施が困難であると考えておりますので、対象施設を複数グループに分割して契約する予定です。
稲垣委員	近年の非常な高温の関係でできるだけ早い設置が望まれると考えると、一括で全部が完了して初めて引渡しがあり工事となっていくよりは、できれば分割し、場合によっては契約中でも設計ができた段階から部分引き渡しのような形で設計を受領し、かつその設計ができたところから順次工事を早めに進めていく等方策は契約の内容や予算の執行との関係があるかと思いますが、できるだけ設計が終わり次第順次工事にかかるような工夫ができればと思いますので、ご検討をお願いいたします。
加藤委員	にじの丘学園給食室設備改修工事の内容を教えてください。また、給食センターおよび給食室でコンセントを増設する理由は何ですか。

学校教育課 主幹	現在のガス回転釜 4 台を大釜に交換するとともに、回転釜 1 台を追加して全部で 5 台とし、フライヤーを 1 台追加いたします。さらに消毒保管機等を追加するとともに、これらに伴う配管工事、換気フードの拡張工事、床の改修工事等を行うものでございます。また、今年の 9 月は気温が上昇し、調理員の労働環境が厳しい状況となりました。給食センターおよび各学校では、暑さ対策として令和 2 年度にスポットクーラーを購入し、各施設に 3 台配備しておりますが電気容量不足やコンセントが近くないという施設がございます。スポットクーラーをより効果的に活用するために、来年の夏に向けて調理場における電気容量不足を解消し、コンセントの増設を行うものでございます。
-------------	--

- ・議決結果：採択（賛成 6、反対 0）

第 39 号議案 八幡小学校校舎長寿命化改良・増築（機械設備）工事請負変更契約の締結について

- ・八幡小学校校舎長寿命化改良・増築（機械設備）工事請負変更契約の締結について説明があった。（教育政策課長 資料 P22）

加藤委員	今回の工事請負契約の変更とは、工事の内容が追加されたことによるものであって、建築資材の高騰等に伴うものではないということでしょうか。
教育政策課 主幹	その通りでございます。物価高騰に伴うものではございません。
加藤委員	現在のこういった工事の物価高騰の状況はどのような傾向にあるのでしょうか。
教育政策課 主幹	現在施工者側から、物価高騰による変更を求められてはおりません。ただし、契約書条項の中に物価高騰に対応すると書いてありますので、そういった状況があれば変更契約の可能性もあるものと思います。
加藤委員	瀬戸市の場合ほどのぐらいの物価上昇があれば変更契約に応じるといった基準はあるのでしょうか。
教育政策課 主幹	国に倣っており、同程度となります。

- ・議決結果：採択（賛成 6、反対 0）

第 40 号議案 瀬戸市立図書館長寿命化（建築）工事請負契約の締結について

- ・瀬戸市立図書館長寿命化（建築）工事請負契約の締結について説明があった。（図書館長 資料 P23）

加藤委員	この工事は 9 月 25 日に総合評価方式による制限付き一般競争入札で契約者を決定する旨の入札公告が行われましたが、その後この入札公告は中止となり、10 月 16 日に価格競争による制限付き一般競争入札で契約者を決定するための入札公告が改めて行わ
------	---

	れました。入札のやり方が、総合評価から価格競争へと変更になった理由を教えてください。また、結果として応札者は1社で落札率は99.1%となりました。競争原理が働かなかった要因についてどのように考えていますか。
図書館長	9月25日に入札をご報告いたしました総合評価方式による制限付き一般競争入札は、参加申込書受付期日までに申し込み業者がなかったため中止いたしました。中止になった要因といたしましては、技術者不足が考えられます。年度初めの入札案件から業者が決定されていきますので、この時期の工事に専任できる技術者が不足するということが生じております。そのため、再度同じ条件で入札を行った場合、参加者がいないことが見込まれますので、技術者要件を緩和した内容とし、市外業者も参加できるよう門戸を広げるため、地域貢献や災害協定等が加点となる総合評価方式から価格競争での制限付き一般競争入札に変更いたしました。また、結果として応札者は一社でしたが、応札時点において入札参加者数は公表しておりませんので、競争原理が働いていたと入札担当課でも考えているとのことで、原課といたしましてもそのように考えております。
加藤委員	総合評価から価格競争へ変更した理由は、市外業者にも門戸を広げることに伴い、総合評価だと市内業者に地域的な面での加点がつき有利になるため、価格競争にしてなるべく応札者を増やそうと変更したということですか。他にも技術者のことをおっしゃいましたが、変更になった主な理由は今申し上げたようなことでよろしいですか。
図書館長	おっしゃる通りです。
加藤委員	最初に総合評価にしたところ市内市外問わず一切応募がなかったということで、価格競争に見直したということですね。昨今だと公共工事は利益があまり出ないので、予定価格を公表した入札公告で価格が要因という可能性も考えられるのですが、今回は短い期間中に入札のやり方は変えたけれども予定価格は一切変わっていません。予定価格を変えなかったということは価格的には問題ないということだと思いますが、それは何を根拠に判断したのですか。
教育部長	当初から積算基準に基づき設計しており、予定価格が妥当かという判断は、再入札の際には改めて行っていないですが、入札担当課の分析だとこの時期の大型工事の入札契約については技術者が不足すると過去のケースからも明らかで、この部分が要因だろうとのことでした。そのため、今回は価格競争で市外業者もより参加しやすくすること、技術者の配置について基準を若干緩和することといたしました。
加藤委員	具体的には要件をどう緩和したのでしょうか。
教育部長	配置する技術者の条件について、1回目の入札では、12月下旬を予定していた本契約の締結時において、その受持工事が完了していない場合は、本工事の配置予定技術者となることができないとしておりました。2回目の入札では、本契約後から令和7年2月13日までの期間は技術者の工事現場への選任を要しないと配置期間を緩和いたしました。2月前半までは図書の搬出等を行うための準備期間であるため、技術者配置期間から除外しました。結果として、1社から応札があり工事を計画通りに進めることが可能になりました。

加藤委員	技術者要件を緩和した上で総合評価を維持するという選択はなかったのでしょうか。
教育部長	こちらも契約担当課と相談した結果であり、可能な限り入札参加者の件数が上がるように二点の見直しを進めたということです。
加藤委員	瀬戸市に限らず国もそうだと思いますが、一定以上の予定価格の工事は原則総合評価になっていると思います。総合評価は色々な書類を多く作る必要があるので、業者の負担が大きいと思います。今回がそうだとは申しませんが、場合によっては総合評価を避けるがために、総合評価で参加者がなく今回のように価格競争であれば負担が減るので参加というようなことになりかねません。考えておられるとは思いますが、安易な総合評価から価格競争への変更は避けるべきだと思います。ただもちろん工事ができないと元も子ありませんので、難しい判断だと思いますけども、総合評価の利点もありますので、生かすような契約にしていきたいなと思います。

- ・議決結果：採択（賛成 6、反対 0）

3 その他

(1) 日程について（資料 P24）

- ・令和 6 年 12 月定例教育委員会は 12 月 19 日（木）14:00 から瀬戸市役所大会議室で開催することの報告があった。
- ・令和 7 年 1 月定例教育委員会は 1 月 23 日（木）14:00 から瀬戸市学校給食センターで開催することの報告があった。

(2) 公民館の指定管理の状況について

（質疑応答）

加藤委員	公民館の指定管理制度が令和 6 年の 4 月から始まり半年余りが経過しまして、これまで四半期ごとに出す業務報告書が、4 月から 6 月分、7 月から 9 月分の 6 ヶ月分提出され、まちづくり協働課にお願いして写しをいただきました。見たことを踏まえて、公民館の指定管理における現状と課題について質問させていただきたいと思います。まず初めに、令和 5 年度まで公民館は無料で利用できる施設でしたが、令和 6 年度に指定管理制度が導入され有料の施設になりました。有料化した理由をお尋ねします。
まちづくり協働課長	このたびの指定管理制度に伴い、条例を改めて他の公共施設同様に使用料の規定を設け、有料化したものです。
加藤委員	今まで無料であった施設を他の施設と同じように有料化した理由を教えてください。
まちづくり協働課長	これまで定めがなく、指定管理に移行したことに伴いまして改めて料金設定を設けたものです。
加藤委員	私が思うに有料化した理由は、施設を利用する人と利用しない人との負担の公平性を考えたためだと思います。受益者である公民館の利用者には、その受益に応じた負担が必要だと考えたからこそ有料化したのだと思いますが、違いますか。

まちづくり 協働課長	委員がおっしゃったとおりです。
加藤委員	有料化するにあたっては市が条例を設けて使用料の金額を定め、指定管理者は条例に定める金額を上限とし、市と協議した上で実際に徴収する利用料の金額を定めています。瀬戸市の場合、指定管理となっている公共施設の多くは条例で定める使用料と指定管理者が定める利用料が同じですが、公民館の場合、指定管理者が定めた利用料は条例で定める使用料よりも大幅に低く、具体的には大体3割から5割の額となっています。利用料がこのように設定されている理由について改めてお尋ねをいたします。
まちづくり 協働課長	過去の答弁の通り、高い利用料金を設定することは公民館の利用を妨げるのではないかと、皆さんが離れてしまうのではないかとという理由から、従前の運用を踏まえ、指定管理者が設定する利用料は低く抑えられていると認識をしております。
加藤委員	利用料を低く抑えることでなるべく多くの方に利用してもらおうとのことですが、過去にもう一つ理由をおっしゃっていたと思います。公民館は地域活動の拠点であり、条例の金額では地域活動が活性化しない恐れがあるので、地域の人たちが使いやすくするために低い料金に設定したとおっしゃっていたと思いますが、それでよろしいでしょうか。
まちづくり 協働課長	おっしゃる通りです。
加藤委員	では今年度の利用料金の実績をお尋ねいたします。4月から9月までの半年間の、利用料収入の総額を教えてくださいませんか。
まちづくり 協働課長	4月から9月までの利用料収入の総額につきましては4,665,800円です。
加藤委員	予算だと今年度1年間で11,000,000円の利用料収入がある見込みになっていますが、今の答弁だと単純に2倍すると9,300,000円程度です。後半に多くの利用があるならば別ですが、私はあまり利用料金収入が上がっていないという印象を持ちました。改めて報告書を見ると、利用者数のわりに利用料収入が少ないと思い、個別で公民館の利用料収入というのが業務報告書に出ておりますが、ある公民館は利用者があるにも関わらず、利用料収入が4月から9月までの半年間で1円も計上されていないというような極端な例もありました。個別にまちづくり協働課の担当の方に聞いてみると、指定管理者が定めた利用料額も徴収されていない事例が相当数あるようです。なぜこのような状況になっているのでしょうか。
まちづくり 協働課長	利用料金を徴収していない事例といたしましては、利用団体に対して減免措置を適用しているためと認識をしています。
加藤委員	利用料金の減免というのは、指定管理者の判断で行うことができると定められていますが、市と指定管理者との協定書では減免の基準や利用料金については協議することとなっています。減免の基準は市と協議した上で定められているのでしょうか。
まちづくり 協働課長	これまでも運用を踏襲した形で利用料の徴収や減免がされております。現在減免の取り扱いにつきましては、協議会と整理を行っているところです。
加藤委員	減免の基準は定めていないとのことですが、基準は指定管理が始まる年度の初めまでに定めておくべきものだと思います。それまでに定められておらずなおかつ指定管理

	が始まって半年以上経過しているにも関わらずまだ基準が定めることはできてない理由は何ですか。
まちづくり 協働課長	元々公民館は地域の特性に応じ、公民館としての役割を果たしてきたという従前の状況から、地域の状況や従前の運用を全く無視した基準を設けることは望ましくないと認識をしており、現在実績等を勘案し、公平性にも配慮しながら減免の取り扱いについては協議会の整理を行っているところでございます。
加藤委員	地域の特性を配慮したものを昨年度中に設けておかなければいけないと承知しておられたと思います。それであるにも関わらず半年以上も経ってもまだできていない理由は何ですか。
まちづくり 協働課長	前年度を踏襲する形で減免制度を運用するという設計を考えておりますので、このようになっております。
加藤委員	前年度までの基準の踏襲とはおそらく協力金の基準だと思います。各公民館がそれぞれ無料の施設ではあるが公民館活動に対して寄付を求めており、その寄付を求める基準がおそらくその公民館ごとに何かあったのではないかと思います。しかしそもそも任意の寄付金を誰にどれだけお願いするかという基準と、納入義務のある利用料をどれだけ減免するかという基準は根本的に性質が異なるものであり、その協力金の依頼基準をもとに減免基準を判断するのは間違った取り扱いだと思います。その点について市の認識をお伺いいたします。
まちづくり 協働課長	設計の段階ではそう考えておったところでございます。現在改めて指定管理者である公民館協議会と調整を行っておりますので、ご理解いただければと思います。
加藤委員	これまで担当者であるまちづくり協働課は、議会等でも指定管理をするにあたりこれまでバラバラであった利用料金などの取り扱いを 14 公民館一括でやっていきたいといったことをおっしゃっていたと思いますが、それが守られていない気がいたします。それから、現状は各公民館が独自の判断で減免を行っているのだと思いますが、年度当初から利用料金を全く徴収していない公民館や、同じような団体が同じような目的で利用しても公民館によって利用料金を徴収しているところとしていないところがあるということが現実に起こっていると思います。協議会が設定した統一の利用料金があるにも関わらず各公民館が勝手な減免を行っている結果、せっかく公民館協議会と協議して設定した利用料金が形骸化してしまっていると思います。私は現状の利用料金の徴収状況は適切ではなく早急に改善すべきだと思います。
まちづくり 協働課長	公平の視点も踏まえ、地域の特性やパルティセとなど他の施設との整合性も図りながら、公益的な団体は財政規模も乏しく急激な変更は打撃となるといった点を考慮し、整理を行っているところでございます。
加藤委員	先ほど申し上げたように公民館の利用料金は既に条例に定める金額よりも大幅に低い金額になっています。答弁でおっしゃった財政力の乏しい団体等が利用する場合、高額だと活動が萎んでしまう点への配慮や地域の人々が利用するからという理由は、既に一律的に条例の定める金額よりも低く設定されているので、それ以上にまた減免をするというのならそれ相応の理由が必要であって、その理由をきちんと基準という形で、公民館によって差が生じないように設定することが必要だと思います。
まちづくり	ご指摘の通りです。公平性を踏まえ現在調整を行っているところですので、ご理解賜

協働課長	りますようお願いいたします。
稲垣委員	基準は作るということによろしいですか。
まちづくり 協働課長	減免基準を整理していくということで、検討を進めております。
稲垣委員	整理ではなく、作るかをお聞かせください。
まちづくり 協働課長	そういった点も含めて検討を進めているところでございます。
稲垣委員	私の意見としては、基準によって減免がされるのであって、基準がないのであれば減免する根拠はないと思いますので、減免はすべきでないと考えます。現状基準がない以上、減免は恣意的な運用に繋がると思いますので、直ちに減免措置はやめていただき、全員徴収すべきだと思います。それが地域の実情に合わないというのであれば、直ちに基準を作った上で減免の措置を運用すべきであり、何も基準がない中でただその間の個人的な判断で公平性を害するというのは、公民館の運用としては正しくないと思いますので、前向きに検討していただきたいと思います。
加藤委員	次に市の対応について伺いいたします。指定管理者である瀬戸市公民館協議会はこれまで指定管理の実績が全くなく、会長をはじめ協議会の役員の方は非常勤の方です。市はそうした団体をあえて指定管理者に選定したわけです。公募方式を取らずに瀬戸市公民館協議会を指定管理者に選定したのですから、業務が適切に行われるように、業務の状況を把握するとともに積極的に指導助言を行う責任があると思います。7月に指定管理者から提出された業務報告書を見れば、利用料金を全く徴収していないまたは極めて金額が低いということから、徴収事務が適切に行われていないであろうことは明らかであったと思います。市はこれまで公民館の指定管理業務についてどのようにチェックし、どのような指導助言を行っていたのですか。
まちづくり 協働課長	3ヶ月に一度提出されております報告書をもとに確認を行っております。今年度始まった指定管理の状況について確認をさせていただき、不足している部分に関しましては協議会と整理を行っているところでございます。
加藤委員	今年度からスタートした指定管理業務ということを考えれば、3ヶ月ごとに出てくる報告書の提出を待つだけではなく、指定管理の協定書にも市は必要な調査を行うことができると明記されており、これまでの報告書の内容によって減免が先ほど稲垣委員のご指摘もあったように歪んだ形で行われているということが明らかになっているわけですから、当初から状況把握や聞き取りをする等もっと積極的に動くべきだと思います。これまでよりも指導を強化する考えはありますか。
まちづくり 協働課長	指定管理に不足しているところに関しましては、指導監督をしまいたいと考えております。
加藤委員	現在公民館に関する事務は実際には補助執行者であるまちづくり協働課がほとんどの事務を行っておりますが、制度として現在は教育委員会が所管する事務であり、対外的な責任は教育委員会が負っています。来年度から事務の所管は市長部局に移りますが、それまでの間は教育委員会も公民館の設置者の責任としてまちづくり協働課と情報共有し、補助執行者であるまちづくり協働課を適切に指導監督していかなければ

	ならないと思いますが、教育委員会の認識はいかがですか。
教育部長	今回のご指摘は利用料金に係る減免のあり方であり、市の歳入に影響する事項であること、また、市の他の公共施設との整合性等を整理する必要もあると考え、市の関係部局とまちづくり協働課による検討・調整の場が必要であると思います。この場に教育委員会事務局も参加し、過去からの経緯や地域の実情を踏まえつつ、委員のご指摘される公平性の視点を持ち、減免の取り扱いを整理していく必要があるのではと考えております。
加藤委員	教育委員会としても責任を果たしていくという答弁だったと理解いたします。まだまだ指定管理には課題が多いと思っております。来月以降、歳出につきましても、問題があれば指摘したいと思います。

教育長

加藤 正孝